

2012年（平成24年）3月26日

厚生労働大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿

第二東京弁護士会
会長 澤井英久

「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定」に関する意見書

【意見の趣旨】

- 1 厚生労働省は、食品中の放射性セシウムの新基準値（以下「新基準値」という）を決定するに際し、一定の被曝線量以下であれば「安全」であると、事実上しきい値を認めているが、従来の放射線防御の基本に反し妥当でない。
- 2 新基準値は、以下の点において、不十分である。
 - ① 新基準値は、食品による内部被曝を年間1ミリシーベルトを超えないよう定められているが、基準値は、外部被曝も加えて年間1ミリシーベルトを超えないよう定めるべきである。
 - ② 新基準値は、流通する食品の放射性セシウムによる汚染割合を一般食品について50%と仮定して定められているが、基準値は、予防原則に立ち、100%と仮定して定めるべきである。
 - ③ 新基準値は、飲料水、乳児用食品、牛乳、一般食品の4分類について、それぞれ放射性セシウム混入の基準値を定めているが、よりきめ細やかな分類をして基準値を定めるべきである。
- 3 新基準値は、食品の種類によって経過措置を設けているが、経過措置は設けるべきではなく、一斉に実施すべきである。
- 4 新基準値の制定に伴い、農林水産省は、農作物の作付け制限の基準を定めているが、食品中の放射性物質の許容基準と一体として、生産者への完全かつ速やかな賠償の実現や十分な補償等の生産者を支える仕組みを確立すべきである。

【意見の理由】

- 1 平成24年2月24日、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会は、食品中の放射性セシウムの新基準値を決定した。この新基準値は、昨年10月27日に食品安全委員会が、厚生労働大臣に答申した食品健康影響評価（以下「健康影響評価」という）を受けて、定められたものである。健康影響評価は、「放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ100ミリシーベルト以上」という判断を示した。そこで、厚生労働省は、放射性セシ

ウムについて、食品からの実効線量許容限度を、暫定規制値の年間5ミリシーベルトから、1年間1ミリシーベルトに引き下げた。このように食品からの被曝量を下げることが評価できる。

しかし、ICRP 勧告は、放射線の健康への影響について「しきい値なし直線仮説（LNT仮説）」を採用している。これは、疫学的に健康影響が認められる一定線量未満であっても、健康影響の有無は科学的に未解明であることから、一定線量未満の被曝であれば健康に影響がない（＝安全である）という「しきい値」は存在しないと仮定し、一定線量未満であっても、それ以上の線量の場合と同様に、線量に比例して確率的な健康影響が増大すると仮定するものである。この仮定から、予防原則に基づき、なるべく被曝は避けるべき、という原則が導かれる（いわゆる「ALARAの原則」）。

放射線防御に関する法令は、このICRP勧告に基づいて制定されており、放射線による健康被害の予想される確率的影響に鑑みて、年間1ミリシーベルトであれば、公衆の被曝限度として社会的に容認しよう、というものであった。すなわち、年間1ミリシーベルトであっても安全とは言い切れないことが前提とされていた。ところが、厚生労働省は、年間5ミリシーベルトでも安全であるが、より一層、安全・安心を確保するため年間1ミリシーベルトに引き下げる、としている。ここで、「安全」ということは、事実上しきい値を認めることを意味する。これは、従来の放射線防御に関する法令の考え方とは異なる。

今回の原子力発電所の事故により、放射線による市民の健康への脅威は増しこそすれ、減ることはないものであり、予防的な原則に立つ従来の考え方、つまり「しきい値」はないという考え方を変更すべき合理的理由はない。よって、放射線による被曝はなるべく避けるべき、という従来の法令の基本的姿勢は、食品の基準値を定めるにあたっても維持すべきである。事実上しきい値を認めることは、従来の放射線防御の基本に反し妥当でない。

2 前記1に述べたとおり、しきい値は存在せず、被ばく線量に比例した健康影響があると仮定する、との基本的考え方からすれば、実効線量年間1ミリシーベルトをもとに、食品中の放射性物質の許容基準を定めるにあたっては、市民の健康を重視し、より厳格に基準を定めるべきである。この点、新基準値は、以下のとおり、不十分である。

① 新基準値は、食品による内部被曝年間1ミリシーベルトを基に定められている。しかし、今回の原発事故にあつては、深刻な放射能汚染に見舞われた地域もあり、外部被曝を無視出来ない状況にある。また、従来の法令は、年間1ミリシーベルトという一般公衆の被曝限度について、内部被曝と外部被曝を分けていない。よって、基準値を定めるにあたっては、外部被曝も加えて年間1ミリシーベルトを超えないように定めるべきである。

② 新基準値は、流通する食品の放射性セシウムによる汚染割合を一般食品については50%と仮定して食品の限度値を導いている。しかし、今回の原発事故により深刻な汚染に見舞われた地域においてこの仮定が成り立つか疑問である。また、そのような平均値的な考え方では、全ての市民の健康を配慮しているものとは言えない。よって、50%という仮定をするのではなく、汚染割合は100%との前提で基準値を定めるべきであ

る。

- ③ 新基準値は、飲料水、乳児用食品、牛乳、一般食品の4分類について、それぞれ放射性セシウム混入の基準値を定めている。しかし、米のように国民が特に多く摂取する食品について特別の配慮がなされていない。国民の健康を守るためには、よりきめ細やかな分類をして基準値を定めるべきである。

- 3 次に、新基準値には平成24年4月1日からの施行という経過措置が設けられている。理由は、「現在の暫定基準値に適合する食品でも、十分安全は確保されている」こと、及び「市場（流通）に混乱が起きない」ためとしている。しかも、米、牛肉を原料に製造、加工、輸入された食品については同9月30日までの経過措置、大豆を原料に製造、加工、輸入された食品については同12月31日までの経過措置等を定めている。

しかし、そもそも、今回の新基準値は、食品衛生法の第11条第1項に基づき、「公衆衛生の見地から」定める「規格基準」として検討されたものであり、新基準値を超える放射性物質が含まれる食品が流通する危険な状態をこのような長い経過期間中放置することは、「公衆衛生の見地」、すなわち、消費者の安全に配慮しているものとは言い難い。

そして、新基準値が制定された後においても暫定基準値未滿、新基準値以上の食品が流通することこそ、消費者に不安を与え、市場や流通に混乱を与えるものである。よって、新基準値は経過措置を設けるべきではなく、一斉に平成24年4月1日に施行すべきである。

- 4 最後に、新基準値あるいはより厳しい基準を施行すると、多くの生産者（農業者、漁業者）は生産活動を維持できなくなる。生産者は今回の原発災害による汚染に何ら落ち度はなく、その生活再建は急務であり、新基準値の施行と一体となった政策を実施すべきである。具体的には、田畑や海域のきめ細かな放射能汚染の測定、放射性物質の半減期等を前提とした将来の汚染状況の予測、放射性物質の効果的な除染の手法の確立、作物や海産物への放射性物質の移行のメカニズムの解明等を実施し、生産活動が再開できる目処を明らかにするとともに、それまでの間は、完全かつ速やかな賠償の実現や十分な補償等の生産者の生活を支える仕組みを確立すべきである。

以 上